

住宅再建相談会・「住まいの復興給付金」申請相談会

▷住宅再建相談会に関する問い合わせ先＝住宅金融支援機構お客さまコールセンター(☎0120-086-353)
▷「住まいの復興給付金」申請相談会に関する問い合わせ先＝住まいの復興給付金事務局(☎0120-250-460)

10月29日(日)、大船渡市役所本庁を会場に、住宅再建相談会と「住まいの復興給付金」申請相談会を開催します。

■住宅再建相談会

東日本大震災で被災し、住宅再建を考えている人や再建についての情報を知りたい人のための相談会です。

住宅再建支援制度の説明や、住宅建築に関する情報提供、資金計画などの相談に、弁護士、建築や金融の専門家、県・市の担当者が対応します。

■「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引き上げ(平成26年4月1日)以降に住宅を建築・購入、または補修(工事費が税抜100万円以上)した場合に、

消費税増税分相当の給付が受けられる制度です。
申請対象となりうるかや申請書の書き方、申請に必要な書類、作成した申請書の事前確認などの相談や質問に、相談員が直接お答えします。

■相談会開催日程 ※受け付けは15:30まで

期日	時間	内容	会場
10月29日(日)	10:00～12:00	個別相談	大船渡市役所本庁地階大会議室
	13:00～16:00		



市営住宅の入居者を募集します

▷申込先／問い合わせ先＝(株)寿広市営住宅管理センター(☎0180-8088／盛町字町9-18)

市では、空き住戸のある市営住宅の入居者を募集します。

▷募集期間＝10月31日(火)まで

▷受付時間＝午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日は除く。

▷募集団地＝下表のとおり

▷申込資格＝所得が一定の基準以下の世帯

※防災集団移転促進事業に申し込みしている人は、応募できません。

▷申込方法＝(株)寿広市営住宅管理センターに次のものを持参の上、本人がお申し込みください。

■市営住宅入居者募集団地

地 区	団地名	部屋番号	間取り	風呂場	浴槽	その他
大船渡	地ノ森団地	70号	6畳・6畳	あり	なし	単身入居可、駐車場なし
		112号	6畳・6畳・DK	あり	あり	単身入居不可
		125号	6畳・DK	あり	あり	単身入居可
赤 崎	後ノ入東団地	221号	8畳・6畳・DK	あり	あり	単身入居不可
越喜来	所通団地	11号	8畳・6畳・DK	あり	なし	単身入居可、駐車場なし

(5) 広報大船渡お知らせ版 29.10.20(No.1113)

▷問い合わせ＝市役所☎019203111

～大船渡駅周辺地区土地区画整理事業～区域内に出店希望の事業者への説明会を開催

▷問い合わせ先＝市街地整備課市街地整備係(☎内線344)

大船渡駅周辺地区では、安心・安全な市街地とするため、土地区画整理事業による復興まちづくりを進めています。

市では、宅地完成後の土地の利活用を促進するため、区域内に出店などを希望する事業者と事業者に土地を貸したい、売りたい意向の地権者との面談会を12月22日(金)にリアスホールで開催します。

面談会に先立ち、出店などを希望する事業者を対象とする説明会を開催します。

▷日時＝11月9日(木)午後2時

▷会場＝シーパル大船渡

▷内容＝地権者の土地の利活用意向の状況、賃貸・売却意向の土地の場所と面積、面談会の内容とスケジュール、面談会への参加申し込みなど



東日本大震災で被災した給水装置の特例措置期間が終了します

▷問い合わせ先＝水道事業所(☎内線174・175)

震災により居住していた家屋などが倒壊・流失し、水道が使用できなくなった人を対象とした特例措置が平成31年3月末日をもって終了します。

水道事業所から水道使用再開の有無について確認の通知を送付しますので、必要書類の提出などをお願いします。

▷特例措置の内容＝特例措置期間中は届け出がなくても水道を中止扱いとし、この間の水道メーター使用料を免除しています。

▷手続きの方法

・再び水道を使用しない場合＝廃止届を提出してください。

・使用を再開する予定の場合＝水道工業者に工事を依頼し、給水装置工事申込書を提出してください。

▷費用負担

・使用を再開する場合は、分岐負担金は不要となることがありますが、工事費、設計審査手数料、工事検査手数料は自己負担となります。

・廃止後に水道を使用する場合は、給水装置工事の新規申し込みが必要となり、工事費や分岐負担金などがかかります。

▷提出期限＝平成31年2月末まで

▷その他＝廃止または使用再開の申し出がない給水装置は「廃止」扱いとなります。

住宅再建に伴う移転費用を補助しています

▷申請先／問い合わせ先＝住宅公園課庶務係(☎内線328)

大船渡市住宅再建移転補助金(一律5万円)は、東日本大震災により居住していた住まいが全壊(滅失が条件)または、半壊解体した人が大船渡市内に住宅を再建(災害公営住宅や民間賃貸住宅への入居を含みます)し、応急仮設住宅などから移転した場合に、移転費用の一部を補助する制度です。引っ越し業者に依頼せず自力で移転した場合

でも対象となる場合がありますので、忘れずに申請してください。

り災の程度や再建方法により、防災集団移転促進事業の補助金の対象となることがあります。

申請方法など詳しくはお問い合わせください。
※お問い合わせや申請の際は、り災証明書をご用意ください。